

〔論文〕

経済大国としてのBRICSの台頭と グローバルガバナンスに及ぼす影響

——グローバルガバナンスの市場競争時代——

長 田 こずえ

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

東西ドイツの統合、ソ連の崩壊以降、国際機構が強化され、国際問題を解決する手段としてマルチラテラリズムやグローバルガバナンスなど新しいアプローチが提唱されるようになってきた。いわゆるリベラルな思想が広がり、そのようなグローバルガバナンスを率先するのは欧米や日本などの西側の先進諸国あるという合意が暗黙のうちになされていた。しかし、最近のBRICS諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）の台頭は従来のグローバルガバナンスや国際機構のあり方に大きな影響を与え始めた。既存の国際的な制度に挑戦を始めている。BRICSの台頭は既存のグローバルガバナンスの一部を取り除き、新しい表層を追加し形態を変化させるだろう。グローバルガバナンスを複雑化、変化させていくだろうが、グローバルガバナンスそのものを破壊させることはあり得ない。

キーワード：グローバルガバナンス、BRICS、マルチラテラリズム、国際機構、地域機構

The impact of the emerging economic powers, BRICS on global
governance: *Competitive and marketable global governance*

Kozue NAGATA

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

発行日 2018年10月31日

1. はじめに

東西ドイツの統合、ソ連の崩壊以降、1990年代には国際社会におけるある種のオプティミズムが広がり、国連などの国際機構は徐々に強化され、国際社会の協調が提唱され、国際問題を解決する手段としてマルチラテラリズムやグローバルガバナンスなど新しいアプローチが提唱されるようになってきた。いわゆるリベラルな思想が広がり、そのようなグローバルガバナンスを率先するのは欧米や日本などの西側の先進諸国であるという合意が暗黙のうちになされていた。しかし最近になってから、国際的なパワー関係は大きく変化してきた。いわゆる新興経済大国の出現である。これらの国々がパワーをつけてきたことは従来のグローバルガバナンスのあり方に大きな影響を与え始めた。これらの新興経済大国は既存のパワーを追い抜き始め、既存の国際的な制度に挑戦を始めている。新しい経済大国の強大化は既存のグローバルガバナンスを脅かすものではない。むしろ、既存のものを基にして新たな表層を追加し、グローバルガバナンスを複雑化し分断化していく。ユニバーサルとは呼べない、複雑で多様な顔を持つ新しいグローバルガバナンスを形成しつつある。グローバルガバナンスは消滅しないが変化し続ける。ここでは、五つの軸を中心にケーススタディーを交えながら、グローバルガバナンスの傾向と将来性について考察する。

グローバルガバナンスの定義

グローバルガバナンスに関して考察するためには、まずグローバルガバナンスとは何かという概念と定義について理解する必要がある。グローバルガバナンスにいろいろ定義があるが¹⁾、共通しているのは、国際関係論的には、いわゆるウェストファリア以降の国家主体のGovernment(ガバメント)²⁾とは対比するものである。国際化した現在、安全保障、環境保護、経済開発や投資、貿易、移民や難民問題、地球温暖化、ドラッグ、技術移転など明らかに国境を越えた問題だけではなく、人権やジェンダー、情報管理なども含む様々な問題に対処するために、国家だけではなく国連などの国際機関、さらにはNGOなどの非政府機関も含む様々なアクターが協力して解決していく世界運用のシステムといったところが一般的な理解ではないだろうか。グローバルガバナンスに悪い印象を持つ人は少ないだろう。

-
- 1) グローバルガバナンスのアクターに政府機構の他にもNGOなどの民間団体を加えるかどうかということに関しての合意はなく様々な定義が存在する。国益の衝突を避け、世界の問題を共同処理しようという趣旨は共通している。この概念は21世紀以降もダイナミックに展開されるだろう。
 - 2) ガバメントとは国家主権の政府を指す。国を統治するものである。30年戦争の後、1648年のウェストファリア講和会議以降、国民(nation)、国家(state)の概念が成立し、国民国家(nation-state)が国を統治するものとして普遍的に成立した。国家の主権や不可侵という概念も同時に設立した。欧米の近代国家の誕生といえる。現在においては、ガバナンス(統治)といった場合、必ずしもガバメント(政府)だけでなく、その他の市民団体の参加を含める解釈が一般的である。グローバルガバナンスはこのウェストファリア以降の国家主権といった概念と対比するものである。

本論文においては、先行研究者カーンズとミングストの定義、いわゆる「グローバルガバナンスの断片」³⁾ の概念を採用したい。

- 国際的な諸規則や様々な国際法の決め事
- 上記以外の人権、環境などに関する規範や、Sustainable Development Goals (SDG) 2016-2030、地球温暖化関連などの枠組み、その他のソフトローを含む
- 公式または非公式の諸制度（国連とその他の国際機構、EU等の地域機構、国際裁判所、NGO、世界規模の国際会議）
- 人権やジェンダーなどを含む、いわゆる国際レジーム（問題領域ごとの規範や規則、あるいは意思決定に関する制度）

上記のような様々なアクターが協力して「権力的、独断政府的な国家統治」や「非権力的ではあるが腐敗した弱い国家統治」などと対極するものとして、世界を運営する新たなシステムであるということであろうか。上記に基づく筆者の定義は「ソフトローを含む公式非公式の国際法を採用し、国際法的に国際機関と呼べるものそうではないものも含め、議論と対話を推し進めながら、世界をマルチラテラリズムの概念の下にマネージしていく仕組みであり、その意思決定としては国連決議案、国際会議決定などを含む」。いずれにしても様々な定義を見る限り明らかに、一国だけの国家的な単位で統治する「ガバメント」⁴⁾ とは対極するものであり、そういった意味ではウエストファリア以降の仕組みに挑戦するものでもある。

ここで注目したいことが一点ある。現在の国際社会を見る限り、グローバルガバナンスの必要性は明白であるが、グローバルガバナンスのリーダーシップは人権やジェンダーなどを重視する欧米先進国が担っているという暗黙の了解である。治安や安全保障の分野などでは、米国、英国、フランスなどがリーダーシップをとり、経済の分野では、米国、日本、ドイツ、その他のEU諸国、人権やジェンダーの分野においても、北欧諸国を含む欧米諸国の顕著な役割が国連や世界銀行、IMFやWTOなどの国際舞台においても熟知されている。さらには、G7の構成⁵⁾ などを見る限りこの暗黙の了解は明らかである。日本を含む欧米諸国もそれを当然のこととして、ある種の特権的なポジションにごく当たり前のように座っていた。本論文においてはこの暗黙の了解に挑戦してみたい。

3) Karns and Mingest, *International Organization: The Politics and Processes of Global Governance*, 2004年を参考に要約。

4) 米国のトランプ大統領が主張するアメリカファーストや英国のEU脱退などは、グローバルガバナンスへの反発、脱却であり、ある意味ではウエストファリア体制の一国ガバメント至上主義への引き戻り現象であるともいえる。

5) 米国、英国、フランス、ドイツ、日本のG5にイタリアとカナダを加え、世界の経済大国としての先進諸国でG7を形成する。1990年にはこれらの国々が世界経済に占める割合は圧倒的に大きかった。BRICSの台頭に伴い相対的にはG7の影響力は低下している。

2. BRICSの台頭

1990年にはソ連と共産主義が崩壊し、国際政治の分野においてはある種のオプティミズムが広がった。西欧中心のリベラル主義や民主主義が尊重され、リベラルな自由経済に対抗できるものは皆無となった。国連においてはPKOが拡大し多くの国際会議が開催され、ジェンダー、人権、気候変動、環境保護などのリベラルな社会的な責任を重視する枠組みやレジームが形成されたのも冷戦以降である。一方、この時代は途上国にはつらい側面もあった。中国はまだ共産主義経済のネガティブな影響に悩ませながらも中国式の市場経済への移行を目指していたし、中南米の諸国はIMFの推し進める経済的な構造改革、いわゆる structural adjustment プログラムの実施を余儀なくされていた。ロシアも自由経済への移行期でいわゆるショック療法を実施中でBRICS諸国や新興国はグローバルガバナンスのリーダーシップどころではなかった。

2000年以降は状況が少し変わってきた。少し前まではAsian Tigers、現在においては伸びゆく経済の途上国としてのBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）の台頭が目立つようになってきた。注目されるのは、一般的にはこれらの新興国の経済的な台頭であるが、経済力に伴い文化やテクノロジーなどいろいろな分野における台頭が顕著になってきた。その年により経済の浮き沈みが見られるが、1990年代と比較すると国際経済の比率は完全に変化した。2004年と2014年の10年の間に中国のGDPは66億ドルから172億ドルにまで伸び、インドのGDPも34億ドルから70億ドルに膨れ上がった。同時期には米国の経済は142億ドルから166億ドルに伸びた⁶⁾。当時経済力がそれぞれ1-2位であった米国や日本の経済規模は飽和状態に達したのかあまり伸びていない。中国は今では米国の競争相手である世界第2位の経済大国に成長した。インドもG20の強力メンバーであるが、いずれは、現在は何とか世界第2位の経済の位置を保っている日本を追い越すことが予測されている。

経済成長が著しいのはBRICSに限ったことではない。BRICS以外にも着々と経済成長を継続している中心国、タイ、マレーシアやメキシコなどの世界経済に占める割合は増加し続けている。先進国と新興国で形成されているG20の現在の比率を見てみると、先進国いわゆるOECD諸国とOECDに入っていない諸国の比率はほぼ半々であるが、20年前までは前者が71パーセントで後者は29パーセントにすぎなかった⁷⁾。ここ20年で世界経済は驚くべき変化を遂げ、これからの主役を担うのは欧米や日本ではなくBRICSやそのほかの新興国、中進国である。これらの変化に伴い、グローバルガバナンスにも変化が見られないはずがない。ソ連崩壊以降の米国と欧州一遍主義のグローバルガバナンスは存続できなくなってきた。経済の分野においては、自由主義経済至上を唱える米国、IMF、世界銀行主導のワシントンコンセンサス基準にも陰りが見られ始めた。当然である。中国は政府指導の下の市場経済であり、ロシアも政府が市場に介入する。政治的には中国は共産党一党の人民のための強力な指導者の下の政治であり民主主義ではない。ロシ

6) World Bank, World Development Indicators 2016, Washington DC, USA. の統計を参考に。

7) Ibid.

アも欧米とは異なった自国の独立と自治を重んじる社会主義のレガシーを残したものであり、欧米的な民主主義ではない。ブラジルや南アフリカは民主主義ではあり、政党政治であるが、汚職やネポティズムなどの問題を抱え、欧米的な民主主義とは少し違う。インドは世界最大の民主主義国家ではあるが、欧米のヘゲモニーに関してはセンシティブであり疑惑すら持っている。米国指導の下に民主主義を守り抜いた欧米的な思想の日本とは BRICS 諸国は異なっている。一般的に BRICS や新興国においてはルールや法律を尊重すること rules of law 思考や責任を明確にすること accountability が弱い。また、汚職がまかり通り汚職取り締まりの制度が弱い。欧米諸国と政治経済体制が異なることを反映し、国民の間の思想、価値観、優先順位などが異なっている。BRICS と欧米諸国の文化の差は皮膚感覚的には感じていても分析したものが少ないので、以下の表 1 に国家レベルでのガバナンスの違いをまとめてみた。一般的には BRICS 諸国のガバナンスの程度は開発途上国よりはよいが、先進国並みとはいえない。

思想の違いは必ずしも文化的なものだけではない、欧米至上主義に疑いを持たない日本の例もあるように、人々の思想は必ずしも文化的な影響だけではなく政治や経済のシステムに大きく影響される。人間にはサバイバルバリューと自己表現の価値観がある。M. Stephen が行ったグローバルバリューの分析は注目し値する⁸⁾。彼は、「サバイバルバリューとは物質主義ともいえるものであり、市民の日常生活の糧、特に衣食住や仕事、経済成長、治安や安全性など生き抜くために必要なものを優先させる思考であり、個人の自由やリベラルな課題の選択など具体性のないものはあまり関心を持たないことである」と定義している。彼の分析に基づく、BRICS 諸国は現在の段階においては一般的にこの価値観に傾いている。他方、self-expression value 自己表現の価値とは物質主義市場を超越したポストモダン的な思考形態であり、人間に必要な社会的な価値観、例えば環境保護、人権、ジェンダー、社会的な多様性と共存やマイノリティーなどを重視する社会的態度の向上を重視するものである。これらの価値観は欧米的、キリスト教的な思考であるともいえる。欧米諸国のスコアが高い価値観であり、両者には違いが見られる。要点は、新興パワーの国家は、経済的、政治的、社会的、文化的、思想的に以前のパワー欧米諸国とは異なっており、彼らの目指すグローバルガバナンスも当然、異なった優先順位を持った異なった形を持つものであるということだ。BRICS の成長に伴って、グローバルガバナンスもオーガニックな変化を遂げ形を変えていこう。世界の秩序もそれに伴い変化を遂げる必要がある。

3. オーガニックな変化を遂げるグローバルガバナンスの五つの傾向

1990年代に強化されたグローバル主義、欧米志向のリベラリズムと民主主義を軸とし、暗黙の了解のもとに欧米諸国の主導を受け入れた形のグローバルガバナンスは BRICS やその他の新

8) Matthew D. Stephen, *Emerging Powers and Emerging Trends in Global Governance*, *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, V. 23 2017, pp. 483-502 の Figure 1 “Cultural Values in Major Powers” を参考に筆者がまとめた。

表1 BRICS + G5 + 新興諸国の政治的経済的社会的なガバナンスの特徴【2016年度】

Governance Percentile Rank (0-100) パーセンタイル指数	Voice of accountability (0-100) アカウンタビリティ	Control of corruption (0-100) 汚職取り締まり	Government effectiveness (0-100) 政府の有効性	Regulatory quality (0-100) 制度の質	Rules of Law (0-100) 法治国家のレベル	GDP/capita in US\$ PPP adjusted 一人当たりのGDP 米ドル物価対応***
BRICS ブリックス諸国						
Brazil	61.6	38.5	47.6	46.6	51.9	15,124
Russia	15.3	18.8	44.2	37.0	21.2	24,788
India	58.6	47.1	57.2	41.3	52.4	6,571
China	6.9	49.0	67.8	44.2	46.2	15,529
South-Africa	68.0	60.1	64.9	62.0	58.2	13,197
BRICS + エジプト + タイ王国 伸びゆく途上国						
Egypt	14.3	32.2	27.9	17.8	35.6	11,242
Thailand	20.7	40.9	66.3	60.1	55.3	16,913
G5 先進国諸国						
USA	84.2	89.9	91.3	91.8	92.3	57,638
UK	90.6	94.2	92.8	95.2	91.8	42,656
Japan	77.8	90.9	95.7	90.4	88.5	42,288
Germany	94.6	93.8	94.2	96.2	91.3	48,860
France	82.3	90.4	89.9	83.2	89.4	41,343

出典：World Bank “Worldwide Governance Indicators” from World Bank On-Line Data Bank (data for 2016)

<https://datacatalog.worldbank.org/dataset/worldwide-governance-indicators>

Downloaded on 15 May 2018

*** 出典：World Bank “World GDP per capita PPP Adjusted” from World Bank On-Line Data Bank (data for 2016)

<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDPPCAP.PPCD> downloaded on 15 May 2018

興国の台頭に並行して形を変え始めた。この変化に対する対応は遅れている。国連やIMFなどの国際機関も適応が遅れ、また、欧米諸国も変化を受け入れリーダーシップのステータスクオをあきらめ経営の多角化を目指す姿勢に後れをとっている。変化の傾向を考察するため、この論文では以下の五つ軸を近い将来の傾向として分析を試みる。

1. グローバルガバナンスは消滅するものではなく変化するものである。現行のグローバルガバナンスに対する挑戦が見られるであろう。
2. グローバルガバナンスのリーダーシップや現行の特権に対する批判が起こる。

3. リベラルで社会的な思考や人権は全面的に受け入れられることはなくなる。BRICS 諸国は自国の状況や自国の利益に基づき、利口に選択的にリーダーシップをとるだろう。この分野での欧米の独占的な特権は弱体化する。
4. グローバル経済の状況の変化に伴い、欧米諸国の中からも米国や英国のようにグローバルガバナンスから逃避し multilateralism を避け自国の利益とナショナリズムを主張する逆行の傾向が見られる。
5. グローバルガバナンスは universalism に基づく普遍的でまとまったものではなく、多様な形のグローバリズムや地域的協調などが形成され、グローバルガバナンスの縮図は複雑化する。これに伴いグローバルガバナンスの競争と選択の時代になる。

3.1. 軸1 グローバルガバナンスへの継続と既存のグローバルガバナンスへの挑戦:南アフリカ, インド, ブラジルの医薬品のジェネリック医薬品に関する協力のケース

BRICS などの欧米以外の諸国の台頭に基づきグローバルガバナンスが消滅するのではないかと考えるスクール、例えばリアリズム学派の一部もあるが、それは正しくない。グローバルガバナンスは今後も存在するだろうし、それどころか経済と市場がグローバル化する中、国家間の協力はさらに強化されるだろう。世界が古いタイプのリアリズム⁹⁾に逆戻り、反グローバリズムに戻ることはない。とはいっても、現行のグローバルガバナンスのルールを簡単に受け入れるとも思えない。新興国のグローバルガバナンスへの参入はグローバルガバナンスを複雑化し、不要になった部分は捨て去り、自国の利益や事情を考慮し、新たな枠組みを追加して新しい形を形成していこう。貿易、投資、テクノロジーの移転などに関してはほぼ問題なく参加するであろう。最近では地球温暖化対策や環境に優しいエネルギー開発、環境保護の分野などにおいても中国やブラジルなどがリーダーシップをとりたがっている。経済規模が大きくなるにつれて、BRICS 諸国は市場へのアクセスを確保することも必要になる。例えば中国は ODA などあらゆる方法を使ってアフリカ諸国など、自国の産業に必要な資源資材の市場にアクセスし独占的な影響を持つ場合もある。農業大国のブラジルも世界市場へのアクセスを追求する。現在 BRICS 諸国は市場を開放しており、これらの国々の海外直接投資の GDP に占める割合は 10-42 パーセントに達している¹⁰⁾。また、BRICS の市場の相手は先進国や途上国だけではなく、BRICS 間でお互いの協力に頼る場合もある。いずれにしても BRICS 諸国が既存のルールや特権を受動的に受け入れることはなく、選択的に参加、率先しながら BRICS 同士協力することもあるだろう。自国の利益に

9) リアリズムの古典的な定義は、国際政治学者米国のハンス・モーゲンソーなどの意見に代表される。国際政治は諸国家による権力の追求であると定義し、国際機関の多くは国々が国益を追求し大国がヘゲモニーを貫徹する場にすぎないとし、グローバルガバナンスには消極的である。米ソ冷戦時代はある程度説得力があったが、現在では古い思想と考えられ、新しい感覚のもう少し国際性のあるネオリアリズムがとって替わっている。

10) United Nations Conference on Trade and Development, *UNCTAD STAT*, 4 October 2016, Geneva. 統計より抜粋。

つながらない既存のルールには堂々と挑戦するだろう。以下に、BRICS 同士、南アフリカ、インド、ブラジル、プラス伸びゆく経済国のタイが協力し合って、医薬製品の独占権の国際ルールに挑戦し勝利したケースを分析してみる。BRICS 時代の傾向を描き出すケーススタディーともいえる。

医療サービスや医薬品へのアクセスは人間の基本的な人権の一つである。しかし高度の技術を備えた医薬品の民間会社は大抵、高い国民一人当たりの GNI を誇る北の諸国に位置している。インドやタイなどはジェネリックの医薬品生産では有名ではあるが、高額な研究費をつぎ込み新薬のコピーライト（特許権）をとるには至っていない。財政的にもテクニカルな側面からもまだそのレベルではない。したがって、国連の持続的な開発目標 (SDG) 2016-2030 の目標 3「健康、福祉、公衆衛生」の権利と知的財産を守る商用コピーライト 厳守の間に温度差が見られる場合があり、それが必然的に南—北の対立になることもままある。HIV/AIDS 感染患者が 420 万人に達し、危機的な状況に陥った南アフリカ政府は他の途上国で製造されジェネリック薬を輸入して AIDS の浸透を防ぐため薬事法の改正を図った¹¹⁾。ところが、これは先進国の製薬会社の特許権と利益を侵害するとして先進国の反対を受ける羽目になった。1995 年に発効した WTO の貿易関連知的財産権 (TRIPs) の協定違反であるということになってしまった。当時、多額の政治献金を医薬品会社からも受け取っていた米民主党のクリントン政権は、南アフリカ政府に貿易制裁をちらつかせたりした。南アフリカは国際的 NGO や市民団体などと協力しグローバルキャンペーンを開始し国際世論を盛り上げ、すべての人々の医療への権利を主張した。欧米が主張する TRIPs の見直しを求める声が上がりはじめた。例えば、国連開発計画 (UNDP) は国際貿易のルールは国家が相当の特許権料を見返りとして特許保持者の承諾なく使用できると解釈し、途上国政府により価格の安いジェネリックを生産することを呼びかけた。南アフリカは欧米の NGO や他の開発途上国政府と連携し国際世論を動かしていった。当時、国民に無料の AIDS 治療薬を提供していたブラジルも南アフリカ政府と連帯し、知的所有権を国際的な規定にすると要求する米国に真っ向から反対した。ジェネリック製薬製造で世界的に有名なインドやタイなども南アフリカやブラジルを支持し、次第に国際世論が南の諸国や欧米の医療への権利を主張する市民団体の訴えかけに傾いていった。当時、最後まで TRIPs 厳守にこだわり続けその柔軟な解釈に反対したのは自国に大きな薬品会社を抱えるスイス、米国、日本であった。つまりこの国際ルールに関する対立は、完全に先進国対 BRICS + 途上国のような形になってしまった。このような国際的な背景のもとに、2001 年にカタールのドーハで開催された WTO の閣僚会議において、「TRIPs 協定及び公衆衛生に関する宣言」が採択され、公衆衛生が特許権よりも優先されることを明確にし、WTO 加盟国が緊急事態の場合は強制実施を発動できることを許可した。この結果、ジェネリック医療薬を自国で生産するインド、ブラジル、タイなどは製造を堂々とするようになった。もちろん、当時インドのジェネリック医薬品に頼り切っていた他の途上国には解決にはならなかったが大きな進歩ではあった。その後も先進国の薬品会社や先進国の政府はインドなど途上国の製薬会

11) 毛利聡子「グローバル市民社会への視座：NGO から見る国際関係」法律文化社、2011 年、第 3 を参考にまとめた。本研究のケーススタディーとして取り入れた。

社を訴えたりして対抗したが、2005年までには開発途上国で抗レトロウイルス薬の治療を受けた患者は24万人から1300万人に増加し、強制執行や並行輸入のおかげでAIDS撲滅へ前進した。この事例で学ぶことは、頑固なTRIPsの厳守を主張する欧米諸国のグローバル規範を覆すためには、南アフリカ、インド、ブラジル、タイなどの中進国の挑戦や協調がなければあり得なかったであろうという事実である。

3.2. 軸2 欧米のリーダーシップ特権への挑戦; IMF, 世界銀行, 国連安全保障理事会などのリーダーシップへの不満

BRICSを含め世界の経済大国は自国の利益や目的のためにも、国連、IMF、世界銀行などの国際機構に参加している。グローバルガバナンスを語るにはグローバルな国際機構は不可欠なものである。世界的パワー構図の変化に伴って国際機構におけるリーダーシップや既存の特権に関する挑戦がなされる。現在までは、国際機構に関しては公式な特権、非公式な暗黙の了解的な特権ともに欧米諸国と日本、特に米国、フランス、英国が独占していた。これらの特権は挑戦にさらされる。

グローバル経済が多極化しているにもかかわらず、経済分野における国際機構のリーダーシップは欧米諸国と日本に握られている。経済分野での国際機構の中で最も重要なのはIMFと世界銀行である。この二つの国際機構において、その投票権は一国一票主義の国連総会とは異なり、先進国が有利になるように決められている。特に米国の地位は確立したものであり、事実上、米国は拒否権を行使することができる。また人材、マネジメントの分野においても欧米の独占的な地位は明らかである。IMFと世界銀行のトップマネジメントのポストは米国と欧米諸国の間で交代になるようになってきている。例えば現在の世界銀行の総裁は米国人、IMFの総裁はフランス人となっている¹²⁾。IMFと世界銀行の投票権の重みやマネジメントポストの問題に関しては、インドや中国などからたびたび不満が出ているが、当面はBRICSの主張が受け入れられBRICSがこれらの機構の重要メンバーとしてその地位が格上げされる可能性は薄い¹³⁾。彼らの要求が受け入れられないとなると、さらに不満が募るかあるいは、BRICSや新興国がこれらの国際機構から距離を置く可能性がある。また、中国とロシアは国連安全保障理事会常任理事国の席に座っているが、それ以外の国々も、OECDのメンバーの経済大国であるドイツや日本が強調し合って国連安全保障理事会常任理事国入りを目指す動きに並行して、途上国のメンバー入りを要求し始めている。安全保障理事会改革案には、地理的な平等性からもアフリカ大陸から南アフリカを、中南米からブラジルを、南アジアからインドをとといった意見も活発に出ている。追加メンバーを日本とドイツだけに絞るのはむずかしい時代になってきた。

12) 現在のIMFの総裁はフランス人女性、クリスチヌ・ラガリト女史、一方、世界銀行の総裁は韓国系米国人のジム・ヨン・キム氏である。途上国からの批判を気にしてか、どちらも女性やマイノリティを送り込んでいるのは興味深い。

13) J. Vestergaard and R. H. Wade, Still in the Wood: Gridlock in the IMF and the World Bank Puts Multilateralism at Risk, *Global Policy* 6, no. 1 2015, pp. 1-12 など、その他数多くの研究者の意見を参考に。

また、経済的には世界通貨としてはドルとユーロが一般的であるが、これに対して中国やロシアなどは自国の通貨の格上げを試みているが、成功していない。しかしかつての中国が通貨制度も含めた世界経済のルールを受動的に受け入れるしかない存在であったのに対して、今は積極的にルールの構築に関わるほどの力をつけてきたのは注目に値する。リーマンショックの後2009年4月に行われたG20の場において、当時の温家宝首相はドルが基本通貨になっていることが新興国の為替制度を硬直的なものにして、外貨準備を膨らませ、世界的な過剰流動性をもたらしていると発言し、これに関連してIMF改革の必要性を主張した¹⁴⁾。このようにIMFなどの国際機構の既存のルール、リーダーシップや特権に関する不満は、BRICSや新興国の経済が世界経済に占める割合が増えるにしたがって、強まることはあっても減ることはないだろう。国際機構は挑戦を受ける時代に入った。

3.3. 軸3 BRICSのリベラルな課題や人権分野における選択的なリーダーシップ：ブラジルと中国の事例

先に述べたようにBRICS諸国の政治社会文化的な状況は現在までのパワー、欧米諸国とは異なっている。欧米諸国の思想がリベラルな社会思考と自由経済、さらには、個人の国家やオソリティーからの独立をもとにしているのとは対比し、政府指導の市場経済であり統制的な政府を持つ中国やロシアなどでは政府と市民の関係が欧米諸国とは根本的に異なっている。デモクラシーであるインド、ブラジル、南アフリカにしても歴史上の経験からか欧米に関する不信感を持っている。特に今までのグローバルガバナンスの思想を支えていたリベラリズムやHuman Rights人権が自分たちの国内政治をコントロールするために利用されるかもしれないし、グローバルガバナンスの干渉につながるのではないかと不信感を抱いていた。実際、中国は以前から頻繁に国内での人権侵害についてグローバルガバナンスから苦情を述べられたし、最近ではロシア影響下のシリアのアサド政権へのサポートや後者の化学兵器を使用しての国民の人権侵害に強い批判が出ている。その他のデモクラシーのBRICS諸国も国内で汚職などの問題を抱え、今までは国際的な舞台において普遍的な人権を率先して主張することなどはあり得なかった。むしろ人権のアジェンダやレジームに関しては一線を引こうとしていた。筆者の見解では、これに追い打ちをかけたのが国連を中心とする欧米主導のResponsibility to Protect (R2P)¹⁵⁾という動きである。それまでは国連のPKOなどは、当事国の了解を得てから送るものでありウエストファリア以降の国

14) 梶谷懐、「日本と中国経済—相互交流と衝突の100年」第6章を参考に。

15) R2P = Responsible to Protectとは欧米諸国、特にカナダなどが率先して主張した概念である。緊急支援やPKOなどの介入は通常、当事国の承認を得てから行うものであり、この点ではウエストファリア以降の国家の主権が尊重されているが、あまりに状況がひどいときや国民の命が危ぶまれる場合は、当事国の承認がなくとも例外的に、国際社会は介入することができる。国際社会にはモラル的な「保護する責任」があるといったものである。国家の独立と主権を強調する一部のBRICS諸国(中国やソ連など)はこの考えは欧米の国家主権の概念を脅かす越境であるとして反対している。一般的に、R2Pに対して懐疑的な途上国政府は少なくない。

家の主権を尊重したものであり、いかなる状況においてもグローバルガバナンスや他国が勝手に介入してはいけないという考え方であった。しかし、国連においてはコフィー・アナン事務局長の時代あたりから新たな考えが生まれてきた。あまりにも人権が侵害された場合は例外的に当事国の了解を得なくても（元来当事国イコール侵害者でもあり得るので）グローバルガバナンスは人権を侵害された市民達を守る義務があるのではないかという考えである。もちろんこの考えは欧米の政治家や学者の意見をもとにしたものである。このあたりから、BRICS 諸国にとっては、人権のアジェンダには細心の注意を払う懸念が生じてきた。

さて、ここで問題になるのは、それでは新しい形態の将来的なグローバルガバナンスには人権は含まれず疎外されるのだろうか。人権の課題はグローバルガバナンスの中からは除外され陽の目を見ないという意見の研究者もいる¹⁶⁾。筆者はそうは思わない。むしろ、経済大国となって自信をつけてきた BRICS 諸国は人権の分野においても大国にふさわしいリーダーシップを見せていくと思う。欧米の目を避けてこそこそと政策を続ける BRICS の時代は終わった。現に自信をつけた中国は自由放任の経済の限界を述べ、中国のように政府主導型の経済自由化のメリットを国連の会議などで堂々と語っている。とはいえ、人権の分野においてはすべての普遍的な人権、特に自由権¹⁷⁾を促進するのではなく、自国の利益と状況に即した選択的な人権分野において必要に応じて、その経済力に見合ったリーダーシップを大国の尊厳を証明するためにも上手に発揮していくと思う。以下に、ブラジルの LGBT の人権への対応に関するものと、中国の障害者の人権に関する事例を紹介する。いずれも選択的人権にふさわしく政治性の薄いマイノリティーの人権であることが注目される。

事例1 ブラジルの国際的な人権基準設定への意欲と活躍：LGBT¹⁸⁾の人々の人権

ここではブラジルが自国の国際的なブランドとして国連の舞台で推し進め成功した人権外交、

16) Matthew D. Stephen, *Emerging Powers and Emerging Trends in Global Governance, Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, V. 23 2017. pp. 483-502 などの研究者の意見を参考に考察。

17) 人権には第一世代の人権 自由権と、第二世代の人権 社会権が存在する。自由権は民主主義の欧米諸国が提唱するもので、主として参政権、宗教の自由、言論の自由など市民権と政治的な権利を意味する。経費はかからない。一方、社会権は歴史的には社会主義諸国が提唱したもので、教育や医療の権利、貧困から逃れる権利など経済的、社会的、文化的な権利を意味する。国の財政が必要である。現在では両方がバックになって人権とみなされ、締約国は自由権に関しては即刻全面的に実行しなければならないが、社会権条項の決め事は財政状態に応じて徐々に実行することが認められている。BRICS 諸国の中でも中国やロシアなど社会主義要素の強い国は、社会権をより尊重する傾向にある。これらは個人の権利であるが最近ではさらに、第三世代の人権、国家の開発への権利を主張する学派も存在する。

18) Maria B. B. Nogueira, *The Promotion of LGBT Rights as International Human Rights Norms: Explaining Brazil's Diplomatic Leadership, Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations* V. 23 2017, pp. 545-563 を参考に筆者が個人的見解を追加し、BRICS の観点から考察しまとめた。

LGBTの人々の人権の保護に関して検証してみたい。歴史的には人権外交は北欧諸国など欧米先進国の外交手段でもあり、国際的な人権外交パワーとプレステージのシンボルでもあった。しかし、ブラジルは過去20年ほど、性的なマイノリティーいわゆるLGBT¹⁹⁾の人たちの人権を促進する国のリーダーとなり、南の国すなわち開発途上国としては初の人権外交に成功した。上記に述べたように、人権は欧米主導のグローバルガバナンスの基礎をなすレジームであり、同時に欧米先進国の外交手段でもあった。Christine Ingebritsen²⁰⁾は、スカンジナビア諸国は平和維持、持続可能な発展、人道主義などの社会的アジェンダを外交手段として使い、ある意味においては売り物として推し進めていると述べている。Anika Bjorkdahl²¹⁾はスウェーデンも国連の会議において、紛争の防止を外交的なブランドとして推し進めていると語っている。実際、筆者の長い国連勤務中の体験から分析すると、国連において、特に経済大国でもなく財政的な貢献にも限界のあるスウェーデンが人権や社会的なアジェンダの分野で上手に人権外交を行うことによって、自国のプレステージを高め欧米先進国としての影響力を保っていたことは人権外交が持つパワーを示すものである。Christine Kennedy²²⁾はR2Pはカナダの人間の安全保障分野における外交ツールであり、外交ブランドでもあると語っている。おそらくカナダはコソボ介入の際に、カナダのR2Pのブランドを確立したといえると思う。いずれにしてもグローバルガバナンスにおける人権外交は欧米先進国のブランド商品であり、特権でもあった。人権や社会的アジェンダの分野ではBRICSや途上国は末席に座り受動的に受け入れるか、自国の人権侵害を根拠に欧米の介入を恐れ反対する立場にあったかである。このステレオタイプを開発途上国代表としてのブラジルが覆したのである。敬虔なカソリック国であるブラジルが選択した人権外交は意外にもLGBTの人たちのためのものであった。

2003年、ブラジルはHuman Rights and Sexual Orientationという国連決議案の草案を提出したが、その際は、イスラム諸国Organization of Islamic Statesなどの反対を受けうまくいかなかった。特にパキスタン、シリア、サウジアラビアなどから反対された。その際、もちろんカナダや欧州の賛成は取り付けたが、失敗に終わり、これはブラジル決議案草案と呼ばれ、しばらくは陽の目を見なかった。その後ブラジルはあきらめず根気強く上手に裏の廊下外交（いわゆる廊下で相談する外交）を進めて他の国々の支援を取り付けていった。そのうち世論がブラジル支持に動いてきた²³⁾。2008年に国連の世界人権宣言50周年記念のときには、世界の66国が合同で「性的

19) LGBT = Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの人たちを含め、あらゆる性的マイノリティーの人々のことを指す。途上国の中には宗教的文化的な理由からこれらの人を認めない国家や団体も多い。

20) C. Ingebritsen, Norm Entrepreneurs: Scandinavia's Role in world Politics, *Cooperation and gConflict*, 37, No. 1, 2002, pp. 11-23 Maria B. B. Nogueiraの上記論文より抜粋

21) Bjorkdahl, Swedish norm Entrepreneurship in the UN Maria B. B. Nogueiraの上記論文より抜粋

22) Christine Kennedy, Norm Entrepreneurship: Canada's Tips to Tipping, MA Thesis McGill University, 2008 Maria B. B. Nogueiraの上記論文より抜粋

23) Maria B. B. Nogueiraの上記論文より抜粋

なオリエンテーションのために差別される性的マイノリティーの人権に関する宣言」²⁴⁾を公表した。このスポンサー諸国の中にはブラジルの他、フランス、日本、オランダなども含まれていた。ブラジルの努力に関して圧倒的な進捗が見られたのは2011年である。国連において史上初めて、性的なマイノリティーの人々に関する決議案が可決されたのである。この決議案草案を書き上げ、決議を提出したのはブラジルと、同じBRICSのパートナーの南アフリカである。新しくできた国連の人権委員会で、国連決議案17/19²⁵⁾ セクシャルマイノリティーの人権に関する決議案が通った。人権委員会のメンバー国の中から、賛成23、反対9、棄権3票でブラジルと南アフリカの提出した草案を可決した。これは画期的なことであった。その翌年には反撃してきた国、特にブラジルの決議案に大反対のロシアとエジプトが提出した別の決議案21/3も可決し、そこではファミリーや伝統的な価値観が叫ばれたが、ブラジルの決議案の価値は弱ることなく、2014年にはブラジル案をさらに強化した別の決議案を、ブラジル、チリ、コロンビア、ウルグアイが共同で提出し可決した。

また、ブラジルのLGBTの市民団体、ABGLTは国連の経済社会理事会の荣誉ある *consultative status* を持つ、いわゆる国連お墨付きの認証されたNGOとしては開発途上国（南の国々）の中では初のものである。ブラジルの人権外交は、LGBTといったマイノリティーに特化したものではあったが大成功を収めた。他の国がやらないことをやってのけた。欧米諸国だけではなく隣国の中南米諸国、または一部の途上国からも尊敬を受け、人権を擁護する新しい形のサウスとしてのブラジルの国際的な地位を向上させた。実際、国連においてドイツの国連代表は「ドイツはブラジルの決議案草案を支持する。また、このような決議案が西側先進国ブロック以外の国から提出されたことは誠に喜ばしいことであると考え」と発言したと記録されている²⁶⁾。伸びゆく途上国としてのブラジル、新しい国際的基準の設定をリードできるブラジル、欧米諸国の支援を取り付けることに成功したブラジル、近隣の中南米諸国をリードしたブラジル、さらには、今後も国際的な基準や人権の分野で活動を継続すると思われるブラジルのイメージは確実に変化した。また、ブラジルと南アフリカのBRICSの協力も注目に値する。民主主義体制のブラジルや南アフリカは、独裁的な政治体制を持つBRICS仲間であるロシアや中国などとは一線を引いたポジションを確立したいようである。現在の傾向としては、ブラジル他の、一部の南の諸国が将来的には、人種差別やマイノリティーなどセンシティブな事項を対象とした人権の分野でリーダーシップをとる可能性がある。人権分野における欧米の特権の時代は終結した。今後の途上国は選択的に人権や社会的なアジェンダを擁護し続けるであろう。

24) Statement on Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity

25) United Nations resolution 17/19 “Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity”, sponsored by Brazil and South Africa

26) Matthew D. Stephen, *Emerging Powers and Emerging Trends in Global Governance*, *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, V. 23 2017. pp. 483-502 から抜粋。

事例2 中国の「国連の障害者の人権条約」設定・実行過程における活躍

共産党一党の独占的な政治体制を持つ中国は人権分野においてはブラジルほど大胆ではない。実際、歴史的には中国は人権に関して苦い経験もある。1989年に天安門事件はその最たるものである。天安門広場を占拠したデモ学生と市民を軍が戦車を使って制圧、弾圧、多数の死傷者が出た。対中イメージはG7の中国制裁を招き中国への直接投資は、しばらくの間は大きく冷え込むことになってしまった。国内の様々な部分において欧米並みの人権を保障できない中国政府は、欧米の人権外交を内政干渉と同意語とみなし常に懸念を示している。しかし中国と人権擁護は相入れないものであるかというところではない。中国も内政干渉の心配のない対象を選び、細やかな人権外交を開始し始めている。その一つが障害者の人権擁護の分野である。

中国は以前から障害者の支援に関しては独自のやり方ではあるが、国内外で積極的に推し進めてきた。特に2008年に発行された国連の障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities : CRPD）²⁷⁾の準備過程と実施、国際協力、ODAの分野などで人権外交を小規模ながら継続している。準備段階では、中国政府は日本政府などと協力して1990年代からバンコクにある国連ESCAPにおいて、アジア太平洋障害者の第二次の10年（1993—2002）と三次の10年（2002—2013年）を支援し、2003年以降はCRPDの草案をまとめることに力を入れ、実際、CRPDのもとになったものは、バンコクドラフトといわれる草案であり、バンコクの国連ESCAPから提出したものである。中国政府は資金援助を含め、北京で草案制作準備会議を開いたりして日本政府とともにCRPDへの過程に積極的に参加し障害者の人権外交を行った。その後最終的な条約の交渉過程が国連NY本部の社会経済局DESAに移った段階でも中国は欧米以外の国々の中ではひいであた貢献を行った。2008年に条約が一定の批准国を集め正式に有効になってからはその実行を積極的に進め、また条約の32条に明記されている国際協力の分野でもリーダーシップを発揮し、アフリカなどの開発途上国へ障害と開発の分野で支援を行っている。国際的な人材の分野でも中国は貢献を行っており、DESAの局長は常に中国人、CRPDの担当部署へも、元中国の半官半民の組織、全国障害者連盟China Disabled People's Organization : CDPF²⁸⁾ 国際部OBの

27) CRPDは国連の8大人権条約の一つである。2006年に国連NY本部で合意され、2008年に正式に有効になった。2008年5月現在、調印した国の数は171か国、批准国は161か国であり、国連の加盟国193国中の大半が批准している。中国は交渉がNY本部に持ち込まれる以前、ESCAPのアジア太平洋地域での審議の段階からひいであた率先力を示した。現在は、BRICSのすべての国々がCRPDに批准している。先進国の中では米国が批准も調印もしていない。

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities.html> downloaded on 15 May 2018

28) CDPF全国障害者連盟は半官半民であるが中国では数少ない欧米のNGOに近い組織として高く評価されている。全国の当事者団体、障害者のための組織と連携しており、障害者法の実行から障害者の雇用サポートまで幅広い活動を行っている。中国は以前から障害者の権利擁護のため努力していた。中国経済改革のリーダーとして活躍した鄧小平の息子が政敵に襲われ車いす生活を余儀なくされた障害者であったことも理由の一つである。彼はCDPFの会長として国内外で障害者の人権のために尽くした。したがって障害者の人権は中国の国内的な利益と一致する。

中国人職員を送り込み、現在この男性はCRPD担当の国連本部職員として活躍している。また、国連ジュネーブの人権委員会にある批准国のCRPD実施のモニタリング委員会においても、常に中国人の当事者代表が委員として選出されている。障害者の人権の分野においては国際NGOの役割も大きい。最も著名な障害関係の国際NGO、リハビリテーションインターナショナルの会長も中国人の時代となった。過去50年間ずっと欧米人がトップであった国際NGOですら最近の変化に敏感に対応している。この障害者の人権条約CRPDに関する国際協力、国連への人材派遣、ODA、広い国内においてのCDPFを軸とした障害者の人権擁護活動など様々な面において中国の人権外交はひいでている。障害分野では21世紀以降は中国パワーが目立っている。人権侵害を理由に欧米などの国内干渉を嫌う中国ではあるが、人権を全面的に嫌い欧米の押し付け文化として否定するのではなく、経済大国として自信をつけた今の中国は、自国の利益に即した分野においてその国際的な力にふさわしいように選択的に人権外交を展開している。

3.4. 軸4 欧米のグローバルガバナンス離れ：トランプ米大統領の米国至上主義と英国のEU離脱のケース

ここでは今までグローバルガバナンスを提唱し牽引し続けてきた欧米諸国にも目を向けてみたい。BRICS経済の台頭化に並行して欧米諸国の政治体制や思考傾向にも変化が見られるようになってきた。欧米の政治の右傾化と自国優先主義とナショナリズムを唱える一国主義的な傾向であり、これはトランプ大統領の掲げる米国主義America Firstなどに代表される。同様の傾向は欧州にも見られ、英国がEUを脱退することを決定したことは英国の反グローバルガバナンス、反ヨーロッパ思考を示すものである。結果的にはマクロン大統領が当選したが選挙中はフランスでも極右派が台頭した。ドイツでも右派が台頭しつつあるし、ベルギーやオランダなどにおいても一国主義的な右派勢力が存在する。このようなアトランティック海峡を越えてナショナリズムの強い右派の台頭はオバマ政権時代のマルチラテラル主義、グローバル主義に対する反動化かもしれないし、白人・ヨーロッパ人系が多数を占める国々における人々のアイデンティティ問題、移民の問題、宗教の問題など様々な要因が考えられるが、少なくとも一部の欧米諸国がグローバル主義、グローバルガバナンスから逃避し始めていることは間違いない。

米国の例を考察してみると米国の脱グローバル化は明確である。トランプ政権のもと、米国は前政権の時代に調印された様々なグローバルな決定を翻し始めた。リベラル思考を追求したオバマ政権が率先して合意した地球温暖化防止のためのパリ協定からも脱退した²⁹⁾。前身のGATTを拡大しWTOが設立されたときにその主導をとったのも欧米諸国であった。自由経済を拡大し、貿易や投資のバリアを取り除き、貿易に関する国家間の問題解消にはWTOという国際機構を使

29) 2015年11月30日からパリで開催されたCOP21（国際気温変動枠組条約第21回締約国会議）が、2020以降の温暖化対策の国際枠組みパリ協定を正式に採択した。当時民主党のオバマ政権であった米国も国際社会の一員として責任を果たし積極的なコミットメントを行った。一方、共和党のトランプ氏は選挙の公約にもパリ条約反対を盛り込み、実際に米国は国際社会から離脱し始めた。グローバルガバナンスから距離をとり一国主義を進める米国の実態を浮き彫りにしている。

うといった取り決めをリードしたのはまさに欧米諸国であった。このような歴史にもかかわらず、トランプ政権は二国間交渉を武器として使い、貿易赤字を解消するためには中国だけではなく、同盟国である日本、メキシコ、欧州といった国々にも関税をかけることをちらつかせたりし始めた。2018年5月現在においては、中国と米国の貿易摩擦が貿易戦争へと移行するのではないかといった懸念が広がっている。グローバルガバナンスの運転席に座っていた米国はどこに行ってしまったのか。伸びゆく中国への懸念からか、欧州とはTrans-Atlantic Trade and Investment Partnership (TTIP) を、アジア プラス アメリカ大陸諸国などとはTrans-Pacific Partnership (TPP) を推し進めたのも米国であったが、トランプ政権はTPP脱退を決定した。イランとの核兵器削減に関する国際的な取り決めも欧州の強い反対にもかかわらず、反故にしてしまった。米国のグローバルガバナンス離れのナショナリズムと一国至上主義は気になるところだ。皮肉にもBRICSが台頭し自信をつけグローバルガバナンスに口を出すようになったと同時に欧米諸国の中から離脱組が出始めている。欧米指導に頼ってきたグローバル主義の方向転換はこの点からも切実である。

3.5. 軸5 複雑化、多様化するグローバルガバナンスの未来

上記をもとに考察してみると、グローバルガバナンスがある意味ではオーガニックな変化をし始めていることは明確である。既存の国際機構やグローバルガバナンスに新しいパワーが真に参加参入し始め、新たなレイヤーが追加され始めた。新たなものにとり替わるのではなく、グローバルガバナンスのトランスフォーメーションと複雑化、多様化である。タケノコのように新しい皮を追加し始めた。国際機構はもはや国連のようなユニバーサルなものだけでなく、地理的な状況、国益、安全保障などの必要に応じて多様化し、選択的に参加できるようになるだろう。ある意味ではグローバルガバナンスの市場開放、競争主義といった状況であると筆者は定義する。それぞれの国はそのときの状況に応じてグローバルガバナンスを選択する可能性を持つようになってきた。ある意味ではグローバルガバナンスの競争化でもある。例えば米国、日本、オーストラリアなどが中心になってつくったTPPに対抗してアジア諸国を自国の勢力に組み込みたい中国は「ASEAN プラス6」に対抗してきた。ASEAN プラス6は中国市場を中心に他のアジア地域諸国、インド、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEANを取り込み、強大な市場を形成し経済的なパートナーシップを結ぼうとするものである。これは選択、競争を意味する。まさにグローバルガバナンスの市場化である。

BRICS諸国はIMFや世界銀行の機構改革を求めているが、欧米諸国が特権をあきらめないのでも不満が出てきたこともあるのか、BRICS同士の協力体制に頼り始めた。2014年にはBRICS開発銀行、New Development Bank (NBD) を設立した。この銀行は開発途上国のインフラ建築資金の援助など、世界銀行と業務が重なる活動を行う。さらには、流動性危機に陥った途上国に対する緊急融資など、今までIMFが単独で行ってきた業務を担当する外貨準備基金の設立も同時に決定した。援助を受ける側からすれば、世界銀行、IMF、ADBなど既存のモノに対するオタナティブができたといえよう。国際開発銀行の多様化である。

一方、中国はアジアにおいては、日本や米国が中心となっている、フィリピンのマニラに本部のあるアジア開発銀行 Asian Development Bank (ADB) の対抗馬として新しい国際銀行 Asian Infrastructure Investment Bank (AIIB) アジアインフラ銀行を2015年も12月に設立した³⁰⁾。中国のアジアにおける政治的な力を見せつけ、米国や日本の同盟国であるアジアの国々を中国市場に引き付ける目的でもあろうが、いずれにしても、米—日路線のADBに対抗馬が生まれ、選択の余地ができたことには違いない。BRICS諸国は、1990年代以降から変化していないワシントンコンセンサス機構の末席に座り消極的に受け入れるつもりはなく、IMF、世界銀行において欧米指導のもとに特権や発言権のない低い地位に甘んじるくらいなら自分たちが主導の国際金融機関を創設するオプションすら見せつけてきた。これはBRICS指導の国際機構の複雑化、多様化、選択化を招く。

BRICSの中の自由主義国、ブラジル、南アフリカ、インドの3国は自分たちのフォーラム、India, Brazil and South Africa (IBSA) フォーラムを結成した³¹⁾。IBSAフォーラムやBRICSフォーラムは非公式であるがBRICS諸国の協力体制である。これらのフォーラムではいろいろな事項を話し合うが、安全保障理事会の常任理事国入りやIMFなどのガバナンス改革などいろいろな課題に対して共同姿勢で臨んでくるだろう。IBSAは欧米諸国のグローバリズムに挑戦するだけでなく、アメリカ、アジア、アフリカ大陸をまたにかけ、中国にも挑戦している。実際、IBSA諸国は、欧米諸国は古臭い世界秩序にしがみついていると言い切る。

The governments of India, Brazil and South Africa, at a critical and rather uncertain historical juncture, re-created “yesterday’s World Order”.³²⁾

さらに、BRICSは経済の分野だけではなく社会的な課題やインテレクチュアルな分野においても積極的にリーダーシップを担おうとしている。例えば世界の有名人、政治家、学者などが参

30) 日本政府は米国政府と共に AIIB のガバナンスの不透明性や、投資提供国政府の政策の中立性の確保に懸念を示し、一貫して参加には慎重な態度を示した。しかし2015年には、英国をはじめとする欧州の国々が続々と参加を表明し、同年12月までには57カ国を創立メンバーとして、資本金1000億ドルで設立された。日本の意見は無視され、これ以上反対を続けると恥をかくような状況になってきた。(梶谷懐、「日本と中国経済—相互交流と衝突の100年」第6章を参考にまとめあげた筆者の見解)。

31) IBSAは2003年に結成された。2003年の6月ブラジルの首都ブラジリアでインド、ブラジル、南アフリカの外相たちが南—南協力の絆を強めるために、三国協力の公式なフォーラムを宣言した。特に貿易や治安の面などで政策のコーディネーションなどを、アメリカ、アジア、アフリカ大陸を超えて図ろうとした。数カ月後、国連の第48回総会においてIBSAの結束を国際社会に披露した。ちょうど国際社会が、懐疑的になっていた時期であった。開発上諸国は「IMFや世界銀行はネオリベラリズム的な経済枠組みを提唱し続け、G7が自分たちだけで閉鎖的に利益を追求する場にすぎない」という批判が流行していた時期なのでタイミングはよかった。

32) Ikenberry, J. G. “Creating Yesterday’s New World Order: Kenesians’ New Thinking and the Anglo-American Post-War Sentiment” in J. Goldstein, ed. *Ideas and Foreign Policy: Belief, and Foreign Policy: Beliefs, Institutions and Political Changes*, Cornell University Press, 1993 p. 54から抜粋。

加してスイスの避暑地に寄り集まって討議する有名な World Economic Forum, ダボスの世界経済フォーラムは欧米のインテレクチュアルな分野におけるリーダーシップを誇るものであった。毎年世界の著名人が参加して経済から社会問題, ジェンダーからテクノロジーや人権までの問題について幅広く協議している。欧米主導のブランド的なフォーラムでもある。2001年以降は, これに対抗し中国が率先ホストする Boa Forum を開催している。明らかにダボス会議を意識したものである。それ以外にも中国はアフリカなどの開発途上国から多くの留学生を招き, 医者や研究者を育てたりしながら相手国に評価される ODA を展開している。ODA はグローバルガバナンスではなく二国間協力ではあるが, グローバルガバナンスのあり方に影響を与えるものでもある。徐々にではあるが, ブラジルや中国も持続可能なエネルギー開発に興味を示している。グローバルガバナンスは複雑化し始めた。

4. まとめ

上記を簡単にまとめると, 新興経済大国がグローバルガバナンスに参入し始めた今, 欧米主義の古いグローバルガバナンスの形態は変化し始めた。欧米的なユニバーサルという概念は薄くなり, いろいろな形態が生まれ競争し合うグローバルガバナンスの可能性が誕生した。旧体制のグローバルガバナンスにしがみつくと限り, さらに競争が増すだろう。同時に, 皮肉ではあるが, リベラリズムや社会的課題解決を牽引していた欧米諸国の中からもグローバル主義離れが起きている。つまり欧米に依存したグローバリズム, グローバルガバナンスはそれ自体が危なく頼りなくなっている。人権やマイノリティーなど社会的な課題は欧米諸国の独占的事項として扱われてきたが, 経済成長に伴って自信をつけてきた BRICS 諸国は国際パワーとしての自国の威厳と品格を保つためにも, 利口に選択的に人権問題にも関わるようになってきた。人権は欧米諸国のブランド商品ではなくなる日も遠くないかもしれない。ブラジルや南アフリカの人権外交は始まったばかりではあるが, マイノリティーを的にして国際的影響力を発揮し始めている。他方ロシアや中国などは, 国家の主権を脅かすような自由権的な人権, 例えば表現や集会の自由, 報道の自由などの分野における人権からは距離をとり続けるであろう。

また, 同じ BRICS のメンバーの中でも中国やロシアのような統制的な政府を持つ国家と, 政治的には少なくともデモクラシーである南アフリカ, インド, ブラジルの間には微妙な違いが見られる。前述のブラジルの大成功した LGBT 人権外交の際一番反対したのはロシアやイスラム教の途上国であった。経済, 貿易, 投資, 国際機構改革など, 自分たちの共通の利益や目的がある場合はお互いに協力体制をとるが, そうでない場合は協力しない可能性もある。BRICS の中にも亀裂が生まれるときもあるだろう。IMF や世界銀行などの国際機構, 欧米諸国はこのような挑戦に直面しているにもかかわらず, グローバルガバナンスを改革していく姿勢を見せずに, 特権的なポジションにしがみついている。欧米諸国が保守的な姿勢を変えない限り, もはや十分に複雑で多様性のある様々なグローバルガバナンスや国際機構(地域機構を含む)と競争することになるだろう。いや, もう競争は始まっているかもしれない。グローバルガバナンスは崩壊するこ

とはなく生き延びるであろう。しかし、ユニバーサルで独占的で閉鎖的なものではなく、競争にさらされ買い手市場で選択されることになるだろう。筆者が名付けた「グローバルガバナンスの市場競争時代」にサバイブする必要がある。今こそ、BRICSが訴え続けてきた「平等で互いを尊敬する関係、互いの利益をWIN-WINのシナリオで追求しながら共に経済成長する関係」が必要かもしれない。今後も経済成長を続けるであろうBRICSや新興国は、新たなグローバルガバナンスの形成には欠かせない大切なパートナーでもあり、同時にライバルでもあることを自覚し適応する必要がある。日本を含む欧米諸国の側に柔軟性と機敏性が必要である。BRICSをグローバルガバナンスに包括する必要がある。早ければ早いほど良い結果を生むだろう。

文献

English bibliography

- Frederking B. & Diehl P. F., *The Politics of Global Governance: International Organizations in an Interdependent World*, 5th edition, Lynne Rienner Publishers, London UK, 2015
- Ikenberry, J. G. "Creating Yesterday' a New World Order: Kenesian's New Thinking and the Anglo-American Post-War Sentiment" in J. Goldstein, ed. *Ideas and Foreign Policy: Belief, and Foreign Policy: Beliefs, Institutions and Political Changes*, Cornell University Press, 1993 pp. 54
- Karns and Mingest, *International Organization: The Politics and Processes of Global Governance*, 2004
- Nogueira M. B. B., *The Promotion of LGBT Rights as International Human Rights Norms: Explaining Brazil's Diplomatic Leadership*, *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations* V. 23 2017, pp. 545-563
- Stephen M. D., *Emerging Powers and Emerging Trends in Global Governance*, *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, V. 23 2017. pp. 483-502
- United Nations Conference on Trade and Development, *UNCTAD STAT*, 4 October 2016, Geneva
- United Nations Department of Social and Economic Development, entitled CRPD, <https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities.html>
- United Nations Resolution 17/19 entitled "Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity"
- Vestergaard J. & Wade R. H., Still in the Wood: Gridlock in the IMF and the World Bank Puts Multilateralism at Risk, *Global Policy* 6, no. 1 2015, pp. 1-12
- Viera M. A. and Alden C. India, Brazil and South Africa (IBSA): South-South Cooperation and the Paradox of Regional Cooperation, V. 27 3011, pp. 502-563
- World Bank, *World Development Indicators 2016*, Washington DC, USA
- World Bank "Worldwide Governance Indicators" from World Bank On-Line Data Bank (data for 2016) <https://datacatalog.worldbank.org/dataset/worldwide-governance-indicators>
- World Bank "World GDP per capita PPP Adjusted" from World Bank On-Line Data Bank (data for 2016) <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.PP.CD>

日本語文献

梶谷懐「日本と中国経済—相互交流と衝突の100年」ちくま書房、2016年

名古屋学院大学論集

毛利聡子「NGOから見る国際関係：グローバル市民社会への視座」法律文化社，2011年
最上敏樹「国際機構論」第二版，東京大学出版，2006年